

「情報公開文書」

受付番号：2018-4-075

課題名：日本人大規模全ゲノム情報を基盤とした多因子疾患関連遺伝子の同定を加速する情報解析技術の開発と応用

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構 教授・長崎 正朗

1. 研究の対象

東北メディカル・メガバンク事業の地域住民コホートおよび、三世代コホートの成人参加者

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2018 年 4 月（倫理委員会承認後） ～ 2021 年 3 月

【研究目的】

本研究では、多因子疾患研究のさまざまな経験と知識、および全ゲノム基盤技術などを作成する上で培った技術開発などの成果を融合活用し、東京大学で取得された多因子疾患のゲノム解析データと東北メディカル・メガバンク計画のコホート参加者のゲノム情報・属性情報の統合解析を行います。

日本人がもつ多様なゲノム多型・変異に起因する遺伝要因を効率よく同定するための高度なバイオインフォマティクス手法およびソフトウェアの開発を進めるとともに多数の新規遺伝要因の同定を行うことを目的としています。

【研究の方法】

東京大学、京都大学、長崎医療センターから提供される健常人および疾患群の全ゲノム情報および、SNP アレイ情報と東北メディカル・メガバンク計画のコホート参加者のゲノム情報（SNP アレイ情報含む）、アンケート情報、検査値情報、オミックス情報を統合解析し疾患の原因を同定するための情報解析を行います。

なお、研究開発後半では、他のゲノムプラットフォーム事業において取得された情報でデータシェアリングを通じて共有される（制限共有や、制限公開含む）情報を利用した情報技術開発の研究課題を推進します。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：全ゲノム配列情報、SNP アレイ情報、属性情報、アンケート情報、検査値情報、オミックス情報（分譲ロードマップが設定されたメタボローム情報、トランスクリプトーム情報、プロテオーム、メタゲノム情報）

4. 外部への試料・情報の提供

上記情報については、東京大学へ提供され、とりまとめを行った統計情報（ジェノタイプ頻度情報など）については、研究成果の発表を行います。

5. 関係研究組織

東京大学大学院医学系研究科 教授 徳永 勝士
京都大学 特定准教授 藤本明洋
長崎医療センター 客員研究員 中村 稔

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 お問い合わせ窓口
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-717-8078

※ 東北大学東北メディカル・メガバンク事業に協力された方で、本研究に限って試料・情報の利用を希望されない方は、下記までご連絡下さい。

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 地域住民コホート室
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5161

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 三世代コホート室
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-718-5162

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。

(※手数料が必要です。)

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合